

日本ゴム工業会
VOC排出削減に関する自主行動計画

2006（平成18）年4月27日制定
2013（平成25）年9月26日改定

当会では、SPM対策の一環として、VOC物質の排出削減に取り組むこととし、2013年度以降の取組について以下の自主行動計画を定める。

ゴム製品製造工場から排出されるVOC物質（ゴム業界における代表的なVOC物質として定めた下記の17物質）の総排出量について、「2010年度の排出量（2000年度対比49%削減）未満である『2000年度対比50%以上削減』を維持し、参加各社は引き続きVOCの排出削減に努める」ことを目標に取り組んでいく。

- 注1) 自主行動計画に参加する会員会社は、対象工場を予め定めることとし、他の業界団体の自主行動計画に参加する事業所等は除く。
- 注2) 対象とする排出量には、大気汚染防止法による規制対象施設からの排出量を含む。

表 対象とするVOC物質

1	アセトン
2	イソプロピルアルコール
3	キシレン
4	酢酸エチル
5	酢酸ブチル
6	シクロヘキサン
7	ジクロロメタン
8	テトラクロロエチレン
9	トリクロロエチレン
10	トリクロロエタン
11	トルエン
12	n-ヘキサン
13	メチルアルコール
14	メチルイソブチルケトン
15	メチルエチルケトン
16	ゴム揮発油
17	その他の炭化水素類 ※その他の炭化水素類はガソリン、灯油、ナフサ等の炭素、水素のみで構成されるもののみとする。

自主行動計画について、以下の通り定める。

(2013年度以降のフォローアップ調査も当面、下記に従い実施する)

○対象企業

当会会員企業のうち、本自主行動計画に賛同した36社^{*}を対象とする。

※ 2013年9月26日現在の参加社数。

○対象物質

前頁の表に示す17物質とし、参加事業所当たりの年間取扱量が1トン以上の物質とする。

報告は、会社単位とするが、他の業界を通じて、自主行動計画に参加している事業所は除く。

○対象事業所

対象事業所は、企業ごとに定めることとし、事務局に届け出る。

届け出た事業所については、原則異動をせず、2000年度以降の対象物質の使用量および排出量の実績を算出し、事務局に報告する。

やむを得ない事情により期間の途中で対象事業所の増・減が生じた場合は、該当事業所と理由を事務局に報告する。

なお、他の業界団体の自主行動計画に参加している事業所は、報告の重複を避ける趣旨から除外する。

○フォローアップ

自主行動計画に参加する会員企業は、上記17物質について、2000年度の実績または推計データを定められた様式により報告する。

～推計する場合は、2000年に直近する年度の実績からの推計とする。(売上高、生産量比等各社で最も合理的と考えられる推計方法とするが、明確にし、変更しないこと。)

上記17物質の使用量および排出量について、2005年度以降の実績を、定められた様式により毎年度(6月末)事務局に報告する。

フォローアップは、当会環境委員会に設置したVOC分科会で実施する。

各社の報告データの取りまとめは事務局で行い、取りまとめた数字について同分科会で確認後、当会理事会、ホームページ等で公表する。

以 上